

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 9 月 17 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 34 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 6 番 今原 ゆかり、 10 番 北川 広人、

12 番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（9 番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- 1 令和7年9月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 総括質疑の通告について
 - (5) 決算特別委員会委員の選任について
- 2 今後の議会運営委員会の日程等について
- 3 資料要求について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりです。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいります。

《議 題》

1 令和7年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構ですのでお願いいたします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座にて御説明させていただきます。

それでは、令和7年9月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、一般議案が第54号から第58号までの5件、補正予算が第59号から第64号までの6件、認定が8件、報告が2件の計21件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、議案第54号は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

議案第55号は、市の所有する旧高取幼稚園用地とあいち中央農業協同組合の所有する翼ふれあいプラザの土地及び建物を交換するものでございます。

議案第56号は、開発行為により設置された道路の市への帰属に伴い、市道路線として認定するものでございます。

議案第57号は、令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御議決をお願いするものでございます。

議案第58号は、高浜中部老人憩の家を廃止するものでございます。

続きまして、議案第59号、令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,048万9,000円を減額し、補正後の予算総額を196億3,485万8,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、健康管理システム借上料について、新システムに切り替えるため新たに期間及び限度額を定めるもので、財務会計システム使用料については、契約時期の見直しにより

期間を変更するもので、高浜市障がい者福祉計画等策定業務委託料は、契約金額の確定により限度額を変更いたすものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

地方債補正は、6 段目のたかはまこども園駐車場整備事業について、県道からの乗り入れ工事が増工となったことから限度額を増額いたすもので、その 5 段下の公園整備事業について、丸畑公園トイレの修繕工事を行うため限度額を増額いたすもので、14 ページ、15 ページをお願いいたしまして、2 段目の美術館・図書館改修事業について、事業費の確定により限度額を減額いたすものでございます。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 2 項 1 目固定資産税は、償却資産の評価額が当初の見込みより増加したことにより、増額いたすものでございます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額いたすもので、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型は、事業実施を見送るため減額いたすものでございます。

2 目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害者総合支援制度の改正に対応するため、福祉総合システムの改修費に対する補助金を計上いたすもので、保育対策総合支援事業費補助金は、保育補助者雇上強化事業等に対する補助金を、就学前教育・保育施設整備交付金は、乳児等通園支援施設の床工事に対する補助金を計上いたすものでございます。

5 目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、高浜南部幼稚園リズム室の空調工事に対する補助金を計上いたすものでございます。

15 款 2 項 6 目商工費県補助金のげんき商店街推進事業費補助金は、今年度の事業中止に伴い減額いたすものでございます。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

16 款 2 項 2 目物品売払収入の不用物品売払収入は、市が所有していたバスの売却により増額いたすものでございます。

17 款 1 項 3 目民生費寄附金の地域福祉基金指定寄付金は、手嶋悦次様から 25 万 5,000 円を、匿名の方から 1 万円を御寄付いただいたものでございます。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いた

すもので、たかはま夢・未来基金繰入金は、繰入金を活用した事業費の確定により減額いたすもので、教育振興・子育て支援基金繰入金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金の増額に伴い、事業費に充当する繰入額を増額いたすものでございます。

19 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものでございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

20 款 4 項 2 目雑入の市有物件損害共済災害共済金等は、丸畑公園トイレの火災に対する共済金を計上いたすもので、スポーツ振興くじ助成金は、申請事業が不承認となったことに伴い減額いたすもので、自治総合センターコミュニティ助成金は、申請事業が不採択となったことから減額いたすものでございます。

66 ページ、67 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 7 目職員管理費は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、人事給与システムの改修費を新たに計上いたすものでございます。

14 目電算管理費の 1 総合住民情報管理事業は、自治体情報システムの標準化・共通化業務において、選挙業務により使用することとなる当日投票システムをガバメントクラウドに接続するためのネットワーク環境構築費用を増額いたすものでございます。

70 ページ、71 ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目基金費の地域福祉基金積立金は、寄附金を積み立てるもので、公共施設等整備基金積立金、教育振興・子育て支援基金積立金及び森林環境譲与税基金積立金は、前年度決算額の確定により余剰分を積み戻すもので、たかはま夢・未来基金積立金は、事業費の確定により積み戻すものでございます。

3 款 1 項 6 目高齢者社会参加推進費の 1 老人憩の家等管理運営事業は、高浜中部老人憩の家の解体に当たりアスベスト調査を実施するための委託料を新たに計上いたすもので、3 元気高齢者応援事業は、72 ページ、73 ページをお願いいたしまして、旧全世代楽習館跡地活用に向けて、確定測量等を行うための委託料を新たに計上いたすものでございます。

11 目子ども医療費は、自治体情報システムの標準化に伴い、国保連合会に提供するデータレイアウトが変更されることに伴い、福祉医療システムの改修費を新たに計上いたすものでございます。

13 目高齢者医療費の 1 後期高齢者医療事業は、前年度の療養給付費負担金の額の確定などによ

り、増額いたすものでございます。

15 目国民健康保険事業費は、産休代替の会計年度任用職員に係る報酬等の増額に伴い、繰出金を増額いたすものでございます。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3 保育園管理運営事業は、たかはまこども園駐車場等用地整備において県道からの乗り入れ工事が増工となったことから増額いたすもので、7 乳児等通園支援事業は、今後新たに未満児が吉浜幼稚園を利用することに伴い、転倒時の安全配慮のためのマット購入などに係る費用を計上するものでございます。

74 ページ、75 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 4 目コミュニティ交通費は、チョイソコたかはまの利用者が当初の見込みより増加したことにより、増額いたすものでございます。

76 ページ、77 ページをお願いいたします。

8 款 5 項 4 目公園緑化費は、本年 2 月に火災により使用できなくなった丸畑公園トイレの修繕工事費を新たに計上いたすものでございます。

80 ページ、81 ページをお願いいたします。

12 款公債費は、市債の利率見直しに伴い、元金及び利子を増減いたすものでございます。

そのほか、歳出全体を通じまして、財政調整基金残高 10 億円確保のために、歳出事業の見直しや、現時点での確定した執行残等を減額いたしております。

3 ページにお戻りをお願いいたします。

議案第 60 号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）ほか 4 特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定などに伴う補正を主な内容といたしております。

続きまして、決算の概要につきまして申し上げます。

決算書の 4 ページをお願いいたします。4 ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

認定第 1 号から認定第 8 号までは、令和 6 年度の一般会計ほか 5 特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

初めに、一般会計の歳入決算額は、210 億 4,669 万 9,963 円、歳出決算額は 202 億 7,356 万 9,391 円、差引残額は 7 億 7,313 万 572 円であります。

決算書の中ほどにございますが、198 ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3 歳入歳出差引額から 4 翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた、5 実質収支額は 7 億 3,771 万 3,572 円でございます。

再び、４ページの総括表にお戻りをお願いいたします。

特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は 36 億 7,100 万 5,870 円、歳出決算額は 36 億 1,079 万 4,294 円、差引残額は 6,021 万 1,576 円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は 6,790 万 6,488 円、歳出決算額は 1,214 万 5,196 円、差引残額は 5,576 万 1,292 円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は 3,445 万 1,373 円、歳出決算額は 3,131 万 1,572 円、差引残額は 313 万 9,801 円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は 31 億 4,374 万 8,519 円、歳出決算額は 30 億 3,577 万 2,099 円、差引残額は 1 億 797 万 6,420 円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は 7 億 491 万 3,305 円、歳出決算額は 6 億 9,357 万 8,473 円、差引残額は 1,133 万 4,832 円であります。

続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。

初めに、水道事業会計決算書の 8 ページ、9 ページの水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、水道事業収益は 9 億 3,955 万 5,080 円、収益的支出、水道事業費用は 8 億 1,850 万 1,393 円であります。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

資本的収入は 1 億 2,204 万 2,306 円、資本的支出は 3 億 5,754 万 1,093 円であります。

次に、下水道事業会計決算書の 6 ページ、7 ページの下水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、下水道事業収益は 11 億 1,962 万 5,931 円、収益的支出、下水道事業費用は 9 億 9,565 万 3,009 円であります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

資本的収入は 12 億 9,985 万 5,000 円、資本的支出は 15 億 8,084 万 8,630 円であります。

最後に、報告案件について申し上げます。

報告第 12 号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただくものでございます。

報告第 13 号は、市有自動車の事故に関し、損害賠償額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

以上が、9月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

ただいま当局より説明のありましたとおり、一般議案5件、補正予算6件、決算認定8件、報告2件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質疑なし

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は、退席をお願いいたします。ありがとうございました。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） それでは説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております、令和7年9月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）及び議案の取扱い（案）を御覧いただきたいと思います。

既に6月18日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、9月25日から10月23日までの29日間でございます。

9月25日の本会議初日において、議案第54号から第64号及び認定第1号から第8号の議案の上程、説明後、報告第12号、報告第13号の報告を受けます。

9月30日第2日と10月1日第3日の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問をお願い、10月3日の第4日は総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いします。

10月7日から9日までの3日間は、決算特別委員会において議案第57号及び認定第1号から第8号の9議案の審査をお願いします。なお、議案第57号、令和6年度高浜市水道事業会計未処

分利益剰余金の処分について及び認定第7号、令和6年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議での総括質疑、決算特別委員会での質疑ともに水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題とさせていただきます。また、10月7日の決算特別委員会終了後、決算審査現地調査として小学校長寿命化改良事業、港小学校プール解体等工事費等で港小学校への現地調査を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

10月15日の総務建設委員会においては、議案第54号から第56号並びに議案第59号から第62号及び議案第64号の8議案を審査願います。

10月16日の福祉文教委員会においては、議案第58号、第59号及び議案第63号の3議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいております。

最終日の10月23日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。
委員長 事務局。

説（事務局長） 最後にもう一点お願いいたします。

議案第54号、高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正についてですが、地方自治法第243条の2の7第2項の規定では、本条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、議会はあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされており、高浜市議会としましても、昨年の本条例制定の際には監査委員の意見聴取を行ったところです。その後、令和7年3月14日付の総務省の通知におきまして、内容を実質的に変更しないものにつきましては、同項に基づく監査委員の意見を聞く必要はないものと解されるとの見解が示されております。

今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法施行令の一部改正に伴う条項の移動のみとしますので、総務省の通知に基づきまして監査委員への意見聴取は行わないことといたします。説明は以上です。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより、告示日の翌日9月18日、木曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。ただし9月18日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

なお、一般質問の通告に当たっては、質問の要旨を具体的に記載していただきますようによりしくお願いいたします。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより、定例会開会の2日目、9月26日、金曜日の午後5時までとしますので、総括質疑を行う方は期日までに総括質疑通告書を提出いただきますようお願いいたします。

(5) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局長） 決算特別委員会委員の構成メンバーでございますが、4年間の構成表で議長及び議選監査委員を除く12名と既にお決めをいただいているところでございます。

杉浦康憲氏が8月17日付で自動失職されたため、今期中の構成メンバーにつきましては、予算、決算とも議長及び議選監査委員を除く11名となりますので、御承知おきください。

それでは、決算特別委員会の構成メンバーについて、御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上の11名となります。以上です。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました11名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 10月3日の金曜日、本会議第4日目終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため及び令和7年12月定例会の日程を協議するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定を願います。

例年12月定例会の日程の協議については、福祉文教委員会終了後の議会運営委員会で行っていましたが、11月1日号の市広報に掲載するために時期を早めて協議を行いたいと思いますので、御予定をお願いします。

つきましては、福祉文教委員会終了後の議会運営委員会については、案件がなければ開催いたしませんので、御承知おきください。

3 資料要求について

委員長 ここで議長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

議長 お手元に配付していますとおり、9月11日付で柴口征寛議員より決算審査に関し資料要求願が提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか、議会運営委員会でお諮りいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま議長より、柴口征寛議員から提出されました資料要求願について議会運営委員会で諮るよう依頼がございました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審査に当たり資料要求する場合は、議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決せられた場合は、議長は当局に資料を要求するとあることから、議会運営委員会で諮るものであります。

今回の資料要求について、まず柴口議員より説明をいただいて、市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、柴口議員、説明をお願いいたします。

説(12) 資料要求願につきましては、日本共産党として毎年提出をさせていただいております。

昨年の決算においては、33項目にわたり資料要求をさせていただきました。

今回、削除箇所が2か所。1つ目は、昨年18番目にあった国保の短期被保険者証と資格証明書発行の理由別内訳について、項目ごと削除。

2つ目は、昨年21番目にあった介護保険認定状況について、上乘せに関する部分、これを削除させていただきました。

これによって32項目にわたりまして資料要求をしておりますが、この資料により慎重に審査を
してまいりたいと思いますので、ぜひ御理解、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま柴口議員から説明がありましたが、この件について御意見のある方はお願いいたします。

意見なし

委員長 意見もないようですので、本件につきましては過去から決算審査に当たって資料要求願
が出されており、これを市長に資料要求してきたものでございます。

これまでどおり議会として資料要求するということにしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、柴口議員提出の資料要求願を議長より市長に提出する
ことといたします。

以上で案件は全て終了となります。

これをもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時34分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長